

# 松伏町営農園『赤岩ふれあい農園』貸付条件

当農園は水道、トイレ、駐車場、ごみ捨て場等の付帯設備はありません。また、農機具の貸し出しや農作業指導も行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

町営農園は、利用者の方や近隣住民の方のご協力があって運営できています。以下の貸付条件をご理解いただきご利用ください。

## 【1. 貸付期間】

- (1) 貸付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。利用者からの申請により1年ごと更新できますが、連続して5年を超えることはできません。
- (2) 赤岩ふれあい農園は、農地を借用して運営しています。利用期間中であっても地権者の都合やその他やむをえない事情により、利用を中止し返還をお願いする場合があります。また、更新が可能な場合であっても、同様の理由により更新ができない場合があります。

## 【2. 使用料】

- (1) 使用料は納期限までに納付してください。納期限までに納付がない場合、利用許可を取り消します。
- (2) 既に納めた使用料は返付しません。ただし、利用者の責に帰することができない場合は、当該使用料の一部または全部を返還することができます。

## 【3. 禁止事項】

- (1) 建物や工作物等を設置すること。
- (2) 町営農園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 営利を目的として農作物を栽培すること。
- (4) 指定された区画外で耕作すること。
- (5) 指定された区画外に荷物、道具等を放置すること。
- (6) 農地を長期間放置すること。
- (7) 貸付農地を転貸すること。
- (8) 農園内や周辺道路に車や自転車を駐車すること。
- (9) 農園内で火気を使用すること。
- (10) 他人に迷惑を及ぼす行為や管理上支障となる行為をすること。

## 【4. 遵守事項】

- (1) 通園中や農園内作業中の事故や怪我については自己責任となります。
- (2) 農園には水道設備がありません。農作業に必要な水は自宅から水を持参する等、各自ご用意ください。
- (3) 利用区画は除草する等、適切な管理をお願いします。
- (4) 農薬や肥料は適切かつ適度な使用を心がけ周辺に拡散しないようご注意ください。  
※利用者同士のトラブルについて、町は一切責任を負いません。
- (5) 農機具の貸し出しありません。作業に必要な機具は各自ご用意ください。農機具は、その都度持ち帰りし、農園に放置しないでください。

- (6) 大きな騒音・振動・悪臭等を出さないようにしてください。
- (7) 農園内にごみ捨て場はありません。野菜くず・雑草等のごみは放置せずお持ち帰りください。  
農園に放置することは絶対にしないでください。
- (8) 貸付期間が終了する場合や農園利用許可が取り消された場合等の理由により、区画を返還する場合は、農作物の撤去や除草をし、原状回復した上で返還してください。
- (9) 近隣住民や他の農園利用者の迷惑にならないよう、ご配慮ください。

## 【5. 許可の取消し等】

町は、次の各号に該当するときは、許可の利用条件を変や利用停止、許可の取り消すことができます。

- (1) 松伏町営農園設置及び管理条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

## 【6. その他】

- (1) 赤岩農村センターの駐車場は、赤岩農村センター利用者が最優先です。赤岩農村センター利用者の迷惑にならないよう駐車してください。赤岩農村センター利用者から車移動の申し出があった場合、速やかに移動してください。なお、農園周辺に路上駐車することは厳禁です。
- (2) 赤岩農村センターの外水道は、手洗い用です。農作物や農機具の泥洗いや、作物の水やりには使用しないでください。
- (3) 区画の指定や区画の移動はできません。